

報告書

令和4年12月1日

東京地方裁判所御中

弁護士 神田知宏

1 別件事件で Meta Platforms, Inc.に調査嘱託の申立てをしたところ、同社から下記の回答がありました。

記

Meta は、裁判所による命令の送達を受けた場合には、これに従い、利用者の基本情報（以下「基本情報」といいます。）が存在し、かつ、合理的にアクセスが可能である範囲において、該当する発信者情報を開示します。Instagram のアカウントについての基本情報のカテゴリーには、アカウント名、アカウント削除日時（該当する場合）、開示時点でのアカウントについての氏名又は名称及び電子メールアドレス又は電話番号、登録時の日時及び IP アドレス、並びに近時のログイン日時及び IP アドレスが含まれます。なお、基本情報の開示を求める裁判所の決定は、Meta を名宛人として Meta に送達されることが必要であり、また、かかる決定において、開示の対象とする利用者の Instagram アカウントの URL が正確に特定され、対象が基本情報に限定され、開示を求める基本情報のカテゴリーが特定されていることが必要です。

2 上記の回答から、Meta Platforms, Inc.は以下の情報を保有していると判断されます。

- (1) 氏名又は名称（施行規則 2 条 1 号）
- (2) 電話番号（同条 3 号）
- (3) 電子メールアドレス（同条 4 号）

(4) アカウント登録時の IP アドレス及び日時 (同条 9 号、13 号)

(5) ログイン時 IP アドレス及びログイン日時 (同条 9 号、13 号)

(6) アカウント削除時の日時 (同条 13 号)

3 また、HTML ソースの記載によると、以下の情報も保有しています。

(7) 投稿日時 (同条 8 号)

以上